

令和2年度 事業報告書

全体総括

笛吹市社会福祉協議会(以下「社協」)は、「安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」を基本理念として、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も誰もがその地域で生き生きと暮らせることを目指し、地域住民、地域福祉推進委員、ボランティア、関係機関の皆さまと一緒に考え一緒に行動する「協働」を活動の基本として住みやすい地域づくりを推進してきました。しかし、コロナ禍において、人と人が距離をとり、接触する機会を減らすことが必要とされ、住民による交流会や、ボランティア活動の休止が余儀なくされ、これまでの「協働」の形に変化を求められた1年でした。

社協は、新型コロナウイルスの影響を受け休業等により一時的に生活費が必要な方や失業した方等生活の立て直しが必要な方に、厚労省の緊急対策の生活福祉資金の特例貸付を行う窓口機関として昨年3月下旬より業務にあたってきました。この1年に延べ2000人以上に福祉資金の貸付を行う中で、生活困窮者のうち、今後継続した支援が必要な方々として、ひとり親世帯(母子世帯が9割以上)、高齢者世帯、外国籍の方の存在が認識できました。

社協は、高齢者福祉と障がい者福祉の機関という印象を持たれているようですが、平成28年度からは、社協が事務局となり、子ども子育て関係者のプラットフォームを立ち上げ、子どもの課題にも取り組んできました。プラットフォームを立ちあげた年から長期休暇中の子ども達の居場所作り「子どものたまり場」事業を実施しており、コロナ禍においても感染拡大防止に配慮した中でこの活動は継続されてきました。これまで社協は、食料品の寄付を募り、活動の支援を行っていましたが、生活福祉資金の貸付からつながった、ひとり親世帯への支援のために、年末・年度末に「笑顔で新年(新年度)を迎えるじゃん」事業を実施しました。生活の困窮は、経済の貧困、経験の貧困、そして交流の貧困といわれています。そこで、年末の事業では、正月用のお餅、年越しそば、みかんに加え正月飾り、当日この活動を知った方からの畑から抜いてきた100本の大根の寄付も、お渡ししました。そして、当会役職員から寄付を募り、104人のこどもに心ばかりの「お年玉」をプレゼントさせていただき少しでも年末年始を感じていただける活動をしました。子どもの支援活動は、これまで社協の会費と共同募金を原資としていましたが、この活動を大きく膨らますために『あい子ども応援基金』を創設しました。笛吹市の子どもの笑顔のために多くの皆様からのご支援をお願いします。

また、山下市長に、この活動のご報告をさせていただいた折に、市長から「個別の対応は、行政ではなかなかできない。社協だからできる活動」と、う

れしい言葉をいただきました。社協が、生活課題の解決に向けた個別の対応を、先駆性と開拓性をもって取り組むことを再認識しました。

在宅介護部門においては、ご利用前の検温や体調の報告等、感染拡大防止を徹底したことから、利用者、職員ともに一人の感染者を出すこともなく、在宅生活の支えとなる居宅介護支援サービス・通所介護サービス・訪問介護サービスを提供させていただきました。

最後になりましたが、5月に開設した共生施設スマイルいちのみやは、コロナ禍により、地域住民の方々との交流はできませんでしたが、デイサービスと障がいサービスをご利用している方が、日々声掛けあって、お互いがそこにいるのが当たり前の誰もがその人らしく過ごせる場所を作ることができました。

コロナ禍において様々な制約はありましたが、あらゆる活動はコロナ禍における活動へとシフトチェンジして、多様な形で今できる「社協らしい活動」を追求しながら、応援してくださいました皆様とともに取り組んだ1年でした。

各部門の活動は、以下の報告をご参照ください。

I 法人運営部門

(i) 部門目標

法令遵守を進めながら組織体制の強化を図り、社協の役割を果たします。

《評価》

働き方改革に伴う就業規則の遵守に取り組みました。また、交通事故0に向けた交通安全への啓発と無事故キャンペーンの実施により、昨年と同程度に抑えることができました。コロナ禍のため共同募金の街頭募金活動の中止や、社会福祉大会の規模を縮小での開催等、様々な活動に制限がある中で、社協として今後の活動方法や広報の方法を検討しました。また、Zoom会議の環境整備もしました。

(ii) 総務課

1. 目標

① 法令遵守に則った組織運営を行います。

《評価》

法人の規則集を整備し全職員が法令遵守に取り組めるようにしました。また、職員研修の際に当法人の規則の理解と法令順守の理解を深めました。さらに、厚生労働省のコロナ感染症対策の基本的対処方針に基づき、感染症対策会議が中心になって法人として、コロナ感染症発生時における対応方針の整備と感染拡大防止に取り組みました。

- ② 今まで以上に適切な部署との連携を図ります。

《評価》

「総務課への依頼はすぐに対応」を基本として、各部門との連携を強化しました。地域福祉課、在宅介護支援課（通所介護事業所）のホームページの更新や広報に取り組むことができました。各課の業務がスムーズに進められるようパソコン等デジタル機器の設定や Zoom 会議の環境整備、各事業所、事務所の設備の修繕や改修に迅速に対応しました。

- ③ スマイルいちのみやの事業が目的の機能を発揮できるように各部門と協働し、運営します。

《評価》

スマイルいちのみやの開所にあたり、各部門と連携して準備に取り組みました。開所後はスマイルいちのみや就労継続支援 B 型と協働して、「手作りジャム」をふるさと納税返礼品のとして申請し、1 件対応しました。また、指定管理施設の清掃等受託事業がスムーズに実施できるように連携を図り、管理運営の支援を行いました。

II 地域福祉部門

(i) 部門目標

- ① 第 3 次地域福祉活動計画のもと、住民が主体的に取り組む“7つのあい”の活動推進と 7 つの町の活動計画の推進に取り組みます。

《評価》

各町の地域福祉推進委員会を中心に、今年度も各町の活動計画の実践目標への取り組みを行いました。年度ごと優先順位を決めて取り組みを進めている町、実践目標ごとに推進委員がグループを作り取り組みを進めている町があり、随時推進委員会で話し合いながら取り組みを進めました。

- ② 第 4 次地域福祉活動計画策定に向けて取り組みを始めます。

《評価》

最終評価では、「できたこと」、「できなかったこと」、「コロナの影響によりできなかったこと」の項目に整理しました。それを基に地域福祉推進委員会で検討し、達成できて終了する事業、引き続き取り組んでいく事業、形を変えて実践していく事業に整理して、第 4 次地域福祉活動計画に繋がるよう話し合いをしました。

- ③ 地域共生社会の実現のため専門職として「地域で助け合えるしくみ」づくりを推進します。

《評価》

ボランティアや関係機関の協力を得ながらコロナで一斉休校になった子どもに、おにぎりを無償で配布しました。また、高齢者等の安否確認・見守り活動を関係団体等と連携して実施しました。日常生活自立支援事業の利用者の地域での暮らしの継続に向けて、関係者同士をつないで個から面で見守る関係づくりや推進委員会での地域づくりへの普及啓発等も意識的に実施しました。

(ii) 地域福祉課

1. 目標

- ① 専門職として住民からの相談に適切に対応し、関係者と連携し支援します。

《評価》

個別の困りごとに対してその都度、状態の緩和や解決をしました。また、特例貸付のデータから見えてきたひとり親への支援として、住民・企業からの金品の寄付をいただく中で季節を感じてもらえる食材等の無償配布の実践や市役所生活援護課の生活困窮者自立支援窓口等の関係機関との連携により、情報共有をしました。

- ② 住民が主体となって、地域づくりが推進できるように活動を支援します。

《評価》

地域における高齢者の生活支援・介護予防の体制整備と高齢者支援の関係者間のネットワークづくりを推進していくための体制整備に向けた生活支援体制整備事業の第2層のコーディネーター事業を受託し、地域住民に「住民主体の活動の重要性の理解と実践が地域づくりにつながる」このことを働きかけたことで、生活支援のボランティア団体が組織化されたり、住民主体の居場所が少しずつ増えました。

- ③ 「スマイルいちのみや」が、地域づくりの拠点として利用者・住民の交流の場、活動の場として広く活用されるように地域に情報を発信していきます。

《評価》

各町の民生委員児童委員等地域福祉に携わる方々が施設見学に訪れ、地域共生社会に向けての拠点施設として周知することができました。また、

近隣の方から寄付していただいた果物をジャム等に加工した商品を各地域事務所窓口で販売し、訪れた住民にスマイルいちのみやの周知活動も意識しました。

(iii) 障害者地域活動支援センター

1. 目標

- ① 障がいがあっても地域での生活が維持出来るよう、利用者や住民への幅広い相談機能を充実していきます。

《評価》

コロナ禍の影響から、一般就労支援への相談が多く、続いて家庭内孤立や経済の課題を抱えたケースが多くありました。複合した生活課題をかけているケースは多機関と密な連携で対応し、個々の状況に合わせた支援をしました。また、コロナ禍の対応では、知的障がいや精神障がいのため発熱後の対処が分からず混乱した方もおり、医療機関との連携やメンタル面へのフォロー等、連絡調整の課題がありました。

- ② 住民活動の充実を図るため、障がい理解への啓発を進めます。

《評価》

コロナ禍でも生産活動や創作活動、余暇活動を広く実施しました。委託の作業や文化展入賞等、利用者が個性を発揮した状況を広報等で報告しました。小中学校の出前事業の福祉講話では差別や虐待について紹介し、地域住民には「災害と障がい理解」の啓発学習会を実施しました。また、民生児童委員、ボランティアが参加する障がい者サロンを実施し、障がいを知っていただく地域啓発に努めました。

- ③ スマイルいちのみやを利用する方々が施設の利用をすることで、どのような活動をしているのかについて情報発信をしていきます。

《評価》

施設内売店や地域での集まり、法人理事会等にて、利用者が自分達の作った品物(授産品)を販売する姿を見ていただきました。また、製作過程を掲示することで、自信をもって生産活動に参加していることをアピールしました。商業施設でのマルシェ(市場)では、新聞やSNSに取り上げられたことで広く目に触れていただく機会となりました。また、笛吹市ふるさと納税返礼品にジャムを登録することができました。

- ④ 地域で生活する障がいのある方へ必要な就労の機会等を提供し、生産活動による就労訓練を受けることにより、社会生活の維持が出来る就労訓練を実施します。

《評価》

印刷物の受託や、果物加工等、地域からの授産作業や、デイサービスの洗濯や清掃等の請負業務を就労訓練として実施しました。コロナ禍の影響で仕事は減ったものの、地域企業からの内職や、山梨県が勧める農福連携事業（障がい者が農業に従事する）にも参加して利用者に新たな仕事の選択肢を広げることができ、障害特性や適性に合わせた仕事内容や環境整備を安定的に提供しました。

- ⑤ 重度の障がいがあっても個々の状況に合わせた日中活動としてのサービスを提供します。また、地域のボランティア活動の受け入れを行い、地域に根差した活動を行います。

《評価》

デイサービスと協働し夏祭りや敬老会を行い、ゲーム等の企画を実施し、行事を共に楽しみました。各部署が協働しながら、重度の方にも入浴の提供や家庭環境の課題への取り組みを行い、地域生活が継続出来るよう課題解決を図りました。地域のゴミ拾いボランティア等、障がいの理解に向けた啓発活動や地域住民の方からブドウ狩りの招待を受けて地域住民の方々との交流を図ることができました。

Ⅲ 在宅介護部門

(i) 部門目標

- ① 「断らない事業所」を目指し受け入れ態勢を整えます。

ア 社協の事業所の役割を踏まえ、他の民間事業所では取り組みにくい困難ケースへの対応を積極的に行います。

イ 地域の実情やニーズに合わせたサービスの開発の検討や、制度の狭間への対応も行っていきます。

《評価》

ア 他の民間事業所では取り組みにくい医療依存度の高いケースや在宅看取り等の困難なケース、総合事業対象者、芦川等の山間地域の方への対応を行いました。

イ 介護保険サービスでは賄いきれないニーズに「お泊りデイ」「おまかせ安心サービス」の制度外サービスで対応しました。また、通所事業所はニ

ーズ調査を行い法人全体でニーズの実現に向けて検討し、新規制度外サービスとして「買い物サービス」「早朝受け入れサービス」を企画し来年度につなげる事が出来ました。

② 事業経営基盤の強化を図るために選ばれる事業所を目指します。

ア 事業所の使命を果たすため体制を整え適切な運営と経営を行います。

イ 介護保険制度等の法令遵守を徹底し事業内容の透明性を継続していきます。

《評価》

ア コロナの影響等により収益が低下したため、在宅介護部門全体の稼働率や収益を法人全体で共有し、財務改善対策を検討しました。コロナ感染予防対策の徹底を行うため利用者や家族に文書等を必要時配布し理解や協力を得ました。

イ 県の集団指導に全事業所の責任者が出席し法令について再確認しました。また、介護保険制度では対応できない状況やニーズを、制度外サービスとして対応するために県に相談し法令遵守に努めました。

③ 質の高いサービスを提供できるよう職員教育や研修を充実します。

ア 専門的知識や技術の向上が図れるよう内部、外部研修等を充実します。

イ 複合施設での質の高いサービス提供に向けて職員教育を充実します。

《評価》

ア 毎年、部門の全体研修会を2～3回行っていましたが、コロナ感染症予防の為に中止しました。各事業所単位で感染症、虐待等の学習会を行い特にコロナ感染症予防については、統一した対応ができるように詳しく学習しました。

イ 一宮通所事業所開所前には、配属予定の障害者支援センターの職員と共に精神疾患、認知症疾患等について事例を通して学習会を行いました。また、複合施設（スマイルいちのみや）の障がい施設の利用予定者との交流会も事前に行いました。利用者同士が顔見知りになったこともあり施設開設後は、利用者間のトラブル等の発生もなく、スムーズに営業を開始する事ができました。

(ii) 居宅介護支援事業所

1. 目標

- ① 社協の居宅介護支援事業所として依頼があったケースを断らず受け入れができるようにします。

《評価》

事業所の体制に関する加算変更を行い、受け入れ対応できる件数を増やしたことで、依頼があったケースは断らずに対応することができました。しかし、コロナの影響により新規依頼件数が減少したことによる法人の方針変更により、令和2年12月より特定事業所加算の再取得を行い、質の高いケアマネジメントを提供できるよう努めました。

- ② 法令遵守を徹底し、利用者の抱える課題をより正確にとらえ、利用者の望む生活に向けて支援できるように努めます。

《評価》

グループメンバー同士でチェック項目を確認しあうことで、各自が責任をもって法令遵守が徹底できるように意識化を図りましたが見直しも多く今後も継続していく必要がありました。また、全ケアマネが自立支援に向けた居宅サービス計画書の作成ができるよう、主任介護支援専門員が初回訪問には同行し、アセスメントや対人援助技術に関するアドバイスをを行い、利用者の抱える課題をより正確にとらえられるよう訓練しました。

(iii) 通所介護事業所

1. 目標

- ① 「断らない事業所」として在宅生活を希望する方々がより長く在宅で生活できるように、医療度の高い方や認知症、在宅看取りの方々を可能な限り受入ることにより豊かな生活が実現できるように協力します。

《評価》

困難ケースであっても、関連する専門職や医療機関からの情報を共有し、検討することで受け入れ態勢を整え、受け入れを行いました。特に重度の認知症者や医療度の高い方については、認知症研修修了者や看護師が中心となり対応しました。

- ② 地域住民やボランティア等と積極的に交流を図り、開かれたデイサービスの充実を図っていきます。

一宮通所介護事業所では複合施設の特徴を活かし、利用者と障がい者、地域の方々との交流や福祉教育の場となるよう受け入れ態勢を作っていきます。

《評価》

コロナ感染症予防の為、野外活動（買い物、お花見等）や敬老会等ボランティアや地域の方々との交流を図ることは出来ませんでした。しかし、手芸品や季節の果物の差し入れをいただく等、ボランティアや地域の方々に心温まるご配慮をしていただきました。

- ③ 制度に基づくサービスの提供や法令遵守を継続することにより、安定した事業所づくりを実践します。

《評価》

法令遵守を継続し、経営については稼働率や収益を毎月評価し、課題を上げ取り組みました。コロナ禍の影響で、外部居宅支援事業所への訪問等を自粛しながらも安定した収益が図れるよう管理者会議等で定期的に行いました。

- ④ 介護保険制度では対応できない事案に関しては、ケアマネジャーや地域事務所と連携をとり対応していきます。

《評価》

法令に基づき、職員の対応できる範囲で、サービス提供時間以外でも状況に応じて見守りや送迎時間を調整する等柔軟に対応しました。また、利用者や包括支援センター、居宅介護支援事業所にニーズ調査を行い介護保険制度外の新サービスの企画や、介護者の緊急的介護困難への対応は「お泊りデイ」を位置づけ緊急時に備えました。

- ⑤ 利用者に満足したサービスを提供するため、各内外部研修に積極的に参加していきます。

《評価》

コロナ感染症予防の為に各内外部研修は中止しました。各事業所単位では県の集団指導内容を踏まえた感染症、虐待等の学習会を行い特にコロナ感染予防については統一した対応ができるように、各所職員会議等で看護師が中心になり詳しく学習しました。また、利用者にも感染予防対策の協力をその都度文書や口頭でさせていただきました。

- ⑥ 老朽化した施設の修理については素早く市役所と協議対応し、利用者の不便が最小限になるようにしていきます。

《評価》

利用者に影響がある浴室等の老朽化した箇所の修繕等を検討し、市役所の許可のもと、専門事業者と共に現場の視察を行い修繕を行いました。

(iv) 訪問介護事業所（ヘルパー事業所）

1. 目標

- ① 「断らない事業所」として他事業所では受け入れられない生活困窮者・寝たきり高齢者、精神・身体障がい者、重度認知症者・医療重度者、在宅看取りの方への支援を積極的に行い関係機関と連携し、又、制度の狭間への対応も行っていきます。

利用者が住み慣れた地域で、“その人らしさ”を維持した生活が続けられるように関係機関と連携し支援をしていきます。

《評価》

毎月、空き情報を各居宅事業所に発信しました。また空き情報発信により新規の受け入れや医療依存度の高いケース、在宅看取りへの対応の問い合わせが多くありました。特に在宅看取りのケースでは、自宅で最期まで支援させていただくことができました。

- ② 介護保険制度等の法令遵守を徹底し、訪問介護事業所の特定事業所加算に向けた体制を整えます。

ア 業務の見直しを行い業務内容の統一や効率化を図ります。

イ サービス提供責任者のアセスメント能力を高めます。

《評価》

ア 業務内容の統一や効率化を図るため業務分掌やシフト表の見直し等を行いました。特定事業所登録の条件が整い令和2年11月から特定事業所加算の算定が可能になりました。

イ アセスメントシートの活用等により課題分析を行いケアプランに基づいた計画書の作成、評価、ケアマネジャーとの連携等が標準化されてきました。

- ③ 質の高いサービスを提供するために、内部・外部の研修を積極的に実施し、専門的知識や技術を高められるよう職員研修を充実していきます。

《評価》

コロナ禍により、外部研修は殆ど参加することが出来ませんでした。動画の活用等で内部学習会を行いました。毎月の職員会議では、事例検討や感染予防対策等について意見交換を行い知識や意識の統一、情報を共有しました。

IV 笛吹市南部長寿包括支援センター

1. 目標

地域で支援を必要としている方々に切れ目のないサービスの提供や困りごとの早期発見及び早期対応等一連の取り組みを行うことで、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるようにしていきます。

《評価》

今年度は、コロナ禍により計画をしていた各種事業を実施することが困難でしたが、感染症に関する情報を随時収集し、感染予防対策をしながら個別の課題に対して各関係機関（社協地域事務所、笛吹市、医療機関、介護支援専門員等）や地域支援者（民生委員等）と連携を図りながら、解決に向けて取り組みました。情報収集の方法として郵送による対応にも取り組みました。

V 一宮複合施設（スマイルいちのみや）令和2年度新規事業

一宮通所介護事業所・障がい者複合施設スマイルいちのみや

1. 目標

- ① 開設に伴い混乱なくスムーズにサービスの提供を行います。

《評価》

一宮通所介護事業所は、御坂通所介護事業所からの継続利用者と新規利用者、障がい者施設スマイルいちのみやは、地域活動支援センターⅢ型（小規模作業所）の卒業者と新規利用者が利用しました。両施設の利用者が新しい施設で快適に過ごしていただくための環境づくりに向けて、全職員が共生型の複合施設の特徴や高齢者、障がい者のそれぞれの特性の理解と接し方等について研修をしました。具体的には活発に行動する障がい者と動きがゆっくりの高齢者が日常生活の中で同じ空間を共有するためにどんな工夫が必要なのか知恵を絞りました。共有スペースでの衝突事故を避け

るために、障がい者が部屋から廊下に出る際は、「いったん止まって右みて左みましょう」を徹底する等、一日のスケジュールに沿って検証を重ね、受け入れ体制を整えました。障がい者の働く意欲に応えるための就労作業として、通所介護事業所のベッドメイキングや洗濯、館内の掃除等、就労を通じた活躍の場を広げる取り組みとしての就労作業を実施しました。また、両施設合同の夏祭りや敬老会等の行事の開催、送迎や入浴の相互利用の他、障がい者の作業に、通所介護事業所の利用者が落ち着かない利用者が参加して、ゆったりした時間を過ごしていただく等、高齢者と障がい者がお互いに思いやりをもって関わり合えるよう工夫しながら日常的な「空間」と「時間」を共有しました。

② 住民の参加を得た地域福祉の拠点となる取り組みを始めます。

《評価》

地域に根差した施設作りに向けて全部署の職員で定例会議を開催し、見学会や実習の受け入れ体制を作りました。見学会は、利用者が帰った後の時間に実施させていただき、「お風呂が工夫されている」「ゆったりした空間」「私もいつかは来たい」等、地域住民の方から励ましや期待の言葉をいただくことが出来ました。県立大学とはオンラインで学生向けの見学会を実施し、「地域共生の福祉拠点施設」について知っていただくことができました。また、当会のホームページ上でウェブ内覧会を開催し、市内外の方に施設の内覧をしていただき、感想も寄せていただきました。

以上